

令和5年度 経営安定融資（経営一般）の案内

（アスベスト対策）

1 目的

アスベスト問題の社会的重大性に鑑み、本件を「経営安定融資（経営一般）」の融資対象として知事指定し、中小企業者への資金的な支援を行うことにより、当該事業者の本問題への迅速な取組を促し、もって本件の早急な解決を図ることを目的とする。

2 融資対象

次の（1）から（5）までを全て満たすもの

- （1）アスベスト対策を講じる中小企業者又は組合であること。
- （2）東京都内に事業所（個人事業者は事業所又は住居）を有し、保証協会の保証対象業種に属する事業を営んでいること。
- （3）当該事業を営むために許可、認可、登録、届出等を必要とする業種にあつては、当該許可等を受けている（又は、受ける）こと。
- （4）事業税その他租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないこと。ただし、完納の見通しが立つ場合などはこの限りではない。
- （5）現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

3 融資条件

融資条件は次の表のとおりとする。

資金使途	アスベスト対策に伴う運転資金・設備資金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「大気汚染防止法」第18条の15第1項及び第2項による届出の対象となるアスベスト（吹きつけアスベスト、（保温材））の除去、封じ込め、囲い込み処理等に係る諸費用（調査、廃棄費用等も含む。） ・ 上記工事に伴うノンアスベスト建築材への切り替え費用 ・ 自己が行う上記工事に伴い仮店舗等に一時的に移転する際に生ずる諸費用（移転費用、入居保証金、賃借料等） ・ アスベスト対策工事物件所有者又は使用者が自己で行うアスベスト対策工事により一時自己の店舗、工場等が営業休止若しくは操業休止となった場合に当該物件から本来発生したであろう売上相当額（注1） 																								
融資限度額	1億円（組合2億円）																								
融資期間	10年以内（据置期間2年以内を含む。）																								
融資利率（年率）	<p>【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。）</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>融資期間</td> <td>3年以内</td> <td>1.7%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3年超5年以内</td> <td>1.8%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5年超7年以内</td> <td>2.0%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年超</td> <td>2.2%以内</td> </tr> </table> <p><責任共有制度の対象外となる場合></p> <p>【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。）</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>融資期間</td> <td>3年以内</td> <td>1.5%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3年超5年以内</td> <td>1.6%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5年超7年以内</td> <td>1.8%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年超</td> <td>2.0%以内</td> </tr> </table>	融資期間	3年以内	1.7%以内		3年超5年以内	1.8%以内		5年超7年以内	2.0%以内		7年超	2.2%以内	融資期間	3年以内	1.5%以内		3年超5年以内	1.6%以内		5年超7年以内	1.8%以内		7年超	2.0%以内
融資期間	3年以内	1.7%以内																							
	3年超5年以内	1.8%以内																							
	5年超7年以内	2.0%以内																							
	7年超	2.2%以内																							
融資期間	3年以内	1.5%以内																							
	3年超5年以内	1.6%以内																							
	5年超7年以内	1.8%以内																							
	7年超	2.0%以内																							

返済方法	分割返済（元金据置期間は2年以内）とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は手形貸付とすることができる。
信用保証料	保証協会の定めるところによる。 なお、「中小企業信用保険法」第2条第3項に定める小規模企業者に対しては、東京都が信用保証料の2分の1を補助する。
保証人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者を除き連帯保証人は不要とする。
物的担保	この融資の保証を含めて保証合計残高が8,000万円以下の場合原則として無担保とする。

（注1）当該物件からの前年度売上高／365×休業日数

4 融資の申込み

（1）融資申込受付時期

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

（2）融資申込受付機関

- ア 取扱指定金融機関
- イ 東京信用保証協会
- ウ 各商工会議所
- エ 各商工会
- オ 東京都商工会連合会
- カ 公益財団法人東京都中小企業振興公社
- キ 東京都各支庁産業課
- ク 東京都産業労働局金融部金融課

（3）融資申込みに必要な書類

「経営一般」の融資申込みに必要な書類のほか、資金使途に応じて次の表のとおりとする。

設 備	運 転	書 類 名
○	○	アスベスト対策計画書
○	○	アスベストの除去等を行う建物の登記事項証明書 借家人の場合は、上記に加え賃貸借契約書の写し
○	○	施行業者が「大気汚染防止法」第18条の15第1項及び第2項に基づき官公庁に提出した「特定粉じん排出等作業実施届出書」の写し及び付属書類の写し
△		工事に伴い一時的に転居する場合に発生する諸費用の明細（見積書等）
	○	前期決算書（※工事物件での売上高がわかるもの）

5 その他

融資のご利用については、4（2）の各機関に御相談ください。

（問合せ先）

東京都産業労働局金融部金融課 03（5320）4877